

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域商社「株式会社おがの」を核とした小さな拠点整備事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県秩父郡小鹿野町

3 地域再生計画の区域

埼玉県秩父郡小鹿野町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

【地理的・自然的特性】

小鹿野町は埼玉県の北西部に位置し群馬県に接しており、秩父盆地のほぼ中央に市街地を形成している。中心部の小鹿野地区は県内でもいち早く教育・交通・産業の振興など各分野で近代化が進められ、西秩父地域の中心地として発展してきた。町域の西側は日本百名山の両神山を中心とした秩父多摩甲斐国立公園や日本の滝百選に選ばれた丸神の滝のある県自然環境保全地域、県立両神自然公園、名峰二子山を擁する県立西秩父自然公園などの豊かな自然に恵まれた地域である。町内には鉄道駅がなく、町中心部から西武秩父駅、秩父鉄道秩父駅へは車で20分程度要する。

【人口】

本町全体の国勢調査人口は平成12年には約15,061人であったが、平成27年には12,549人となり、2,512人の減少であった。老年人口（65歳以上）は概ね4,000人で上げ止まり今後は漸減していく見込みであるが、生産年齢人口（15～64歳）は9,177人から7,098人、年少人口（0～14歳）は1,863人から1,387人と大幅に減少しており、少子高齢化が進行している。特に出生数は平成12年から平成20年までは概ね100人以上であったが近年は40人以下で推移している。また、本町の人口構成と全国の人口構成を年齢5歳階級ごとに比較した結果、55～59歳以降

の各年齢層で全国に比べて構成比が高く、20歳代から50歳代前半の割合が低いことが特徴となっているほか、転出人口の約4割を20歳代が占めるなど、子育て世代の減少が地域課題となっている。これは、従来からの製造業等の雇用需要は一定数あるものの、若者が自由に力を発揮できる魅力的な職場が無いことにより、就職を機に都市部へ転出していく若者が多いことが影響している。

【産業】

本町の産業別就業者の構成割合は、精密機械や電気部品を主とする製造業が約3割を占め、医療・福祉、卸売り小売業、建設業が各1割程度となっている。専業の農林業の就業者は6%程度に留まっているが、この他に小規模な兼業農家も多い。また、就業者の高齢化と獣害などにより、山間部を中心に耕作放棄地が増加していることから、この対策は急務である。

令和元年頃からは、町と農業者、地域おこし協力隊が連携して地域の特産品である黄金カボスやハチミツ酒など、新たな6次産品の開発に努めているが、商品化に当たっては需要動向調査やそれに基づくマーケティング戦略が追いついていないことが課題となっている。

【観光】

本町の観光産業は、両神地区と秩父ミュージアムパークを中心に年間入込客数が約40～45万人と、平成29年頃からほぼ横ばい状況である。宿泊業・飲食サービス業従業者数は約350人、産業別就業者の構成割合は約6%となっている。

新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式の進展により、首都圏からのマイクロツーリズムを中心とした日帰り観光客は増えており、これは、本町が首都圏各都市からアクセスがよく、日本百名山の両神山、日本の滝百選の丸神の滝、平成の名水百選の毘沙門水、日本の地質百選のようばけなどに代表される自然がたくさん残っており、尾ノ内の氷柱やダリア園などの観光資源も豊富にあるからと考えられる。ワーケーションの受入体制の推進、秩父札所や冬季の氷柱など地域の観光資源を用いた着地型観光の推進など、新たな宿泊需要の取り込みが重要であり、観光業全体の収益向上を目指し、今後積極的に対応していく必要がある。

【道の駅】

道の駅両神温泉薬師の湯は、日帰り温泉施設、農産物直売所、レストランや

蕎麦打ちなどの体験施設のほか、徒歩圏内に国民宿舎両神荘があり、両神地域の観光の中心を担うとともに、町営バスの中核ターミナルとなっている。しかし、各施設とも老朽化が進み、観光客ニーズや地域の買い物需要への対応が難しくなっている。特に道の駅農産物直売所は地域の小規模農家の収入源になっているとともに、住民の買い物支援に大きな役割を担っている。しかし、道の駅開設当初は年間1億円の売り上げに迫ったこともあったが、現在は売上高が6,000万円を下回っているほか、農産物等出荷者数も平成29年度に188人であったのが令和元年度は183人になり、徐々に減少している状況である。また、小さな拠点とネットワークで繋ぐ予定の長尾根農産物直売所も同様の傾向にあり、売上高は平成23年以降1,300万円に留まっている。

4-2 地域の課題

近年、若年層の都市部への流出による人口減少により、平成29年には町域全域が過疎地域に指定されたほか、産業経済の衰退が進んでいる。生産年齢人口の減少により、住民の買い物需要への対応が困難となってきているほか、公共交通機関の本数の少なさなどの問題が発生しており、住民生活の利便性向上を図る必要に迫られている。これらに対する地域振興対策について、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、若者にとって魅力的な雇用機会創出等を目的とした農林水産業、商業・観光の振興に努めてきたが、同戦略の計画期間内においても大きな改善は見られず、生産年齢人口は減少の一途をたどっている状況となっている。

今まで町が実施してきた地域振興を目的とした観光対策事業の各事業展開は、行政主導の面が大きく、実施方法の硬直化、予算措置に時間を要するためタイムリーな事業展開の機会逸失などの課題があり、十分な効果を発揮することができなかった。これを解決するためには民間主導の地域振興を図る必要があり、そのためには地域事業者・住民が積極的に参加・関与し、かつノウハウを有する首都圏企業が参画し運営していくための仕組みや組織が必要となっている。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、初期の感染拡大時の緊急事態宣言下では地域の観光・商業は壊滅的な打撃を受けたが、夏以降は徐々に回復しつつある。東京圏に隣接する本町は、コロナ後に増加が予想されるマイクロツーリズム・ワーケーション・体験型旅行受入れの適地である。今後増加すると考えられ

るマイクロツーリズム等の観光客に対応するため、地域観光業や関連地域事業者の経営改善は喫緊の課題であり、将来の安定経営にはデジタルトランスフォーメーションに対応したECや非対面化、省力化による経営改善支援も必要である。

これまで行政主導であった地域活性化の取り組みを、地域事業者・住民主導での地域資源を活用した食やサービスの提供や特産品の開発等により、地域自らが当該地域で収入を得て、若者に魅力的な雇用を確保することによる持続可能な地域づくりの取り組みへと変革することで、いつまでも安心して暮らし続けられる町の実現を図る必要がある。

4-3 目標

本計画では、地域事業者・住民が共同で出資して地域商社「株式会社おがの（仮称）」を設立し、小鹿野町の観光事業の中心である旧両神村の区域にある国民宿舎両神荘と道の駅両神温泉薬師の湯の機能を再編強化し事業の経営の中核とするとともに、ここを顧客窓口として、地域資源・製品のマーケティングやブランド化、6次産品開発等を推進し地域産業の振興を図る。この地域商社は、観光DMO機能を併せ持ち、民間事業者、金融機関等と連携し民間主導で自走できる経営を目指す。

両施設周辺を、旧両神村の区域を集落生活圏とする小さな拠点と位置づけ、道の駅を核として、農産物直売所の機能強化や温泉施設、レストラン、体験施設の整理統合による高収益化による雇用拡大と地域住民の収益向上を図るほか、住民機能の維持と観光客の利便性の向上、地域住民同士の交流や地域住民と観光客との交流の場を創出し、事業効果を町内全域に波及させていくことを目指すものである。

4-1において記載のとおり、道の駅の売上高や農産物出荷者は減少傾向にあり、これらを改善するため、地域商社事業による新商品開発や集荷サービス等により出荷者数の減少に歯止めをかけるとともに、商品の充実による売上高の増加を図ることにより、地域生産者の収益と住民の利便性の向上、観光客増加・誘客多角化を目指す。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
農産物直売所出荷者数増(人)	183	0	5
農産物直売所売上高増(千円)	72,990	0	1,000
地域商社事業に係る新規採用者(人)	0	2	4

2023年度増加分 3年目	2024年度増加分 4年目	2025年度増加分 5年目	KPI増加分の 計
5	5	5	20
1,000	1,000	1,000	4,000
4	4	4	18

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制(内閣府)：【D2003】

① 小さな拠点の形成に係る集落生活圏の範囲

埼玉県秩父郡小鹿野町旧両神村の区域

② 小さな拠点の形成に資する事業を実施する者の名称

株式会社おがの(仮称)

③ 小さな拠点の形成に資する事業の具体的内容

道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を確保するとともに、「小さな拠点」と集

落生活圏内外を結ぶ交通ネットワークの機能を公共交通事業者と連携して整備し、通学・通院など交通弱者への支援に一体的に取り組む。

「小さな拠点」の運営に関しては、町、金融機関、民間事業者や住民が出資する新法人地域商社「株式会社おがの（仮称）」が行い、施設の管理運営、旅行商品や地域産品の開発・販売イベントのほか、地域人材育成のための諸事業の企画運営などを行う。

小さな拠点を運営する地域商社を設立し、以下段階を経て自走経営を目指す。なおこの地域商社は観光DMOの機能を持つものとする。

第1段階として地域商社設立前事業：地域商社設立のため、地域資源や道の駅を始めとする既存拠点施設の運営状況の調査分析を実施し、自走できる経営体とするための経営戦略、長期経営計画、人員確保計画、民間出資条件等の検討を実施する。

第2段階として地域商社設立事業：地域商社を町出資100%で設立し、経営計画策定後、民間出資により町出資比率を下げ民間主導の運営に移行するとともに観光DMOの登録を目指す。また、道の駅を始めとする公営観光施設運営を地域商社が実施するほか、公益事業の町からの委託などにより設立初期段階の経営安定化を支援し、自走できる体制を整備する。

自走経営できる地域商社を設立することにより、地域事業者・住民が積極的に参加・関与した民間主導の地域振興が可能となり、集落生活圏において18名の新規雇用を創出するとともに、地域自らが当該地域で収入を得て、若者に魅力的な雇用を確保することにより、持続可能な地域づくりの推進を図る。

また、併せて地域内での新たな人員の雇用に加え、域外からの若年層従事者を確保するとともに、OJTなどの研修を充実し将来の地域・経営人材の育成を図る。

その他、地域商社についての詳細は以下のとおり。

- ・ちちぶ地域おもてなし観光公社（地域連携DMO）と連携を図る。

秩父郡市1市4町（秩父市、長瀬町、皆野町、横瀬町、小鹿野町）で構成するちちぶ定住自立圏に係る観光事業の中核であるちちぶ地域お

もてなし観光公社と連携し、秩父地域への観光客増加、地域産品消費拡大を目指す。なお、ちちぶ定住自立圏推進には埼玉県も関与している。

- ・農林業産品の6次産業化推進と観光DMO事業による観光産業の活性化を図る。
- ・直接的雇用確保、人材育成
- ・コロナ後に向けた商業観光等地域産業の経営改善、収益向上支援
- ・特定地域づくり事業協同組合の設立により、効率的かつ広く雇用を確保する。
- ・道の駅に団体向けのレストランやコンビニ店舗などを整備することによって、観光客及び地域住民の利便性の向上を図る。

④ 小さな拠点の形成に資する事業の種別

【地域再生法施行規則第7条第1項第2号イ】

地域商社「株式会社おがの（仮称）」の運営に関する下記事業

- ア 町有観光施設の整備運営（国民宿舎、道の駅、農産物直売所等）事業
道の駅に団体向けのレストランやコンビニ店舗などを整備
- イ 空き公共施設を活用したワーケーション、フィルムコミッションなど
観光施設整備運営事業

【地域再生法施行規則第7条第1項第2号ロ】

地域商社「株式会社おがの（仮称）」の運営に関する下記事業

- ア 町有観光施設の整備運営（国民宿舎、道の駅、農産物直売所等）事業
- イ 空き公共施設を活用したワーケーション、フィルムコミッションなど
観光施設整備運営事業
- ウ 地域産品のマーケティング、ブランディング、6次産品開発
- エ フィルムコミッションの運営
- オ 観光案内所運営、着地型観光商品の企画販売、団体旅行客の受け入れ
- カ 地域事業者の新型コロナウイルス感染症等による収益低下の改善対策支援
- キ その他観光を中心とした地域産業の推進に関する事業

⑤ 事業スケジュール（予定）

令和3年5月	住民説明会、事業者説明会
令和3年6月	株式会社おがの設立（町出資）
令和3年7月	出資説明会（住民・民間事業者）
令和3年7月～12月	増資（民間法人、個人出資）
令和4年4月	道の駅運営事業開始
令和5年4月	長尾根農産物直売所運営事業開始 国民宿舎事業運営開始
令和5年4月	観光DMO関連事業開始 （着地型観光・フィルムコミッション等）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

○ 小さな拠点の形成

① 事業概要

5-2の③のとおり

②実施主体

埼玉県秩父郡小鹿野町

③事業期間

2022年4月1日から2026年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【検証方法】

毎年度8月に3月末時点のKPI達成状況を本町総合政策課が取りまとめ外部有識者による効果検証を実施

【外部組織の参画者】

小鹿野町総合振興計画審議会を構成する有識者の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度9月、小鹿野町公式WEBサイトにて公表する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-3に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに小鹿野町公式WEBサイトにて公表する。